自動車リサイクル法に基づく引取業・フロン類回収業の登録申請及び変更届出等の手引き

平成１７年４月

（平成２４年９月一部改定）

福　島　県

目　　次

第１　登録申請について

※この手引きでは、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」を「自動車リサイクル法」又は「法」と略します。

１　引取業・フロン類回収業の登録申請をされる方へ

(1)　申請書、添付書類（以下、「申請書等」と略します。）の作成にあっては、以下のことに留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

①　申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードするか若しくはワープロ等で作成した上で記入してください。
　なお、添付書類の図面等はＡ４版に折りたたみ、Ａ４版より小さいものは台紙に貼付等してください。

②　添付書類の作成に当たっては、所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げて様式を変更しても差し支えありません。

③　申請書等の綴り込みに当たっては、チェックリスト（７ページ）に掲げている順に書類を綴じてください。また、書類が多い場合はＡ４版の二穴あきファイルを使用して綴じ込みください。

④　印鑑は実印を使用するものとし、記載事項を訂正した場合は、必ず訂正印を押印してください。(印鑑証明の添付は不要です。なお、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとしてください。)

⑤　申請書等の提出部数は、事業所数により変わりますので担当窓口で指示を受けてください。（事業所が１つの場合は２部（内１部は申請者控え)、又は事業所を複数置く場合は複数部（管轄振興局ごとに各１部、そのほか申請者控え１部)
　なお、複数部提出するに当たっては、正本以外の申請書等は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。

⑥　登録申請手数料は、以下の金額を福島県収入証紙で納入することとなりますが、申請書に不備がないことを担当窓口で確認した後で購入してください。

申請手数料一覧　（※平成１７年１月１日現在）

申請	手数料
・引取業登録申請（新規）	3,800 円
・引取業登録申請（更新）	3,400 円
・フロン類回収業登録申請（新規）	3,800 円
・フロン類回収業登録申請（更新）	3,400 円

(2) 登録申請等に係る事前相談または申請書提出については、事前に担当窓口に電話で予約してからお越し下さい。担当窓口については、申請者の本社または主たる事業所の所在地等により、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

① 県内（郡山市、いわき市を除く。）に本社を置き、県内（郡山市、いわき市を除く。）に事業所を置く申請者

→ 本社の所在地を管轄する地方振興局が、担当窓口になります。

② 郡山市又はいわき市に本社を置き、県内（郡山市、いわき市を除く。）に事業所を置く申請者

→ 郡山市に本社がある方は県中地方振興局、いわき市に本社がある方はいわき地方振興局が担当窓口になります。

③ 福島県外に本社を置き、県内（郡山市、いわき市を除く。）に事業所を置く申請者

→ 主たる事業所の所在地を管轄する地方振興局が担当窓口になります。

各地方振興局の担当窓口

○ 県北地方振興局県民環境部環境課
〒960-8043 福島市中１－１ 中町ビル６階 ☎ ０２４－５２１－０５３６
（管轄地域：福島市、二本松市、伊達郡、安達郡）

○ 県中地方振興局県民環境部環境課
〒963-8540 郡山市麓山１－１－１ ☎ ０２４－９３５－１５０３
（管轄地域：須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、※郡山市）

○ 県南地方振興局県民環境部環境課
〒961-0971 白河市字昭和町２６９ ☎ ０２４８－２３－１４２０
（管轄地域：白河市、西白河郡、東白川郡）

○ 会津地方振興局県民環境部環境課
〒965-8501 会津若松市追手町７－５ ☎ ０２４２－２９－３９０８
（管轄地域：会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡）

○ 南会津地方振興局県民環境部県民環境課
〒967-0004 南会津郡田島町大字田島字根小屋甲４２７７－１
（管轄地域：南会津郡） ☎ ０２４１－６２－２０６１

○ 相双地方振興局県民環境部環境課
〒975-0031 原町市錦町１－３０ ☎ ０２４４－２６－１２３７
（管轄地域：原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡）

○ いわき地方振興局県民部県民生活課
〒970-8026 いわき市平字梅本１５ ☎ ０２４６－２４－６２０３
（※いわき市）

「注意」　郡山市及びいわき市は保健所設置市となっていますので、それぞれの市内で事業所を設置して事業する場合には、それぞれの市役所にお問い合わせ下さい。

保健所設置市の担当窓口	
○　郡山市環境衛生部廃棄物対策課	
〒963-8601 郡山市朝日１－２３－７	☎　０２４－９２４－３１７１
○　いわき市市民環境部廃棄物対策課	
〒970-8686 いわき市平梅本２１	☎　０２４６－２２－７４３９

(4) 更新登録申請について

新登録申請を行う場合は、登録期限の概ね１か月前までに申請を行ってください。

２　申請書について

引取業（フロン類回収業）登録申請書（新規又は更新）

◎申請書の様式は次のものを使用してください。

・引取業（新規、更新）登録申請は、様式第一号

・フロン類回収業（新規、更新）登録申請は、様式第三号

◎申請書は、第１面から第２面までありますので、全てに記入するとともに、ひとつの紙面でない場合は割り印等してください。

［第１面］

（１）　申請年月日

初めから記入しないで、申請書の受付時に記入してください。

（２）　申請者の住所及び氏名

イ　法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入し、代表者印を押印してください。

ロ　個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入し、押印してください。

※印鑑は実印を使用するものし、印鑑証明の添付は不要です。なお、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとしてください。

（３）役員の状況（申請者が個人の場合は、その申請者の状況）

申請者が法人の場合、その全ての役員の氏名、ふりがな、役職名、住民票上の住所、加えて、生年月日、本籍（役員には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を記入してください。

なお、申請者が個人の場合は、その申請者の氏名、ふりがな、役職名、住民票上の住所、加えて、生年月日、本籍を記入してください。

また、全てを記入しきれない場合は、様式第２－１号を使用してください。

（４）法定代理人の状況

申請者が未成年者である場合、その法定代理人の氏名、ふりがな、住民票上の住所、加えて、生年月日、本籍を記入してください。

（５）事業所の名称及び所在地

引取業（フロン類回収業）に関する業務を行う全ての事業所を記入し、主たる事業所又は従たる事業所の別、事業所の名称及び所在地を記入してください。

また、全てを記入しきれない場合は、様式第２－２号を使用してください。

［第２面］

（６）引取業のみ　フロン類が含まれているかどうかを確認できる体制

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する次の体制を記入してください。

ア　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載してください。

イ　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示してください。

なお、十分な知見を有するものとしては、自動車整備士、業界団体等が行う講習の受講者等となります。

（７）フロン類回収業のみ　回収しようとするフロン類の種類

フロン類の種類ＣＦＣ（クロロフルオロカーボン）又はＨＦＣ（ハイドロクロロフルオロカーボン）の別を記入しください。

（８）フロン類回収業のみ　フロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

フロン類回収設備の能力２００ｇ／ml 未満又は２００ｇ／ml 以上に対しての各台数を記入してください。

３　添付書類について

１　誓約書（様式第３号）

申請者、申請者が法人の場合はその役員及び法定代理人が、引取業の場合は法第４５条第１項（フロン類回収業の場合は法第５６条第１項）規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約してください。

２　申請者が個人である場合には、その住民票の写し

（１）申請日以前３か月以内に発行され、本籍が記載されたものとしてください。

※注　外国人の方は、国籍が記載された住民票の写しを添付してください。（以下、同じ。）

３　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（１）定款及び登記簿には、この業務に関する規定が必要です

（２）申請日以前３か月以内に発行されたものとしてください。

４　法人役員の住民票の写し

（１）申請者が法人である場合において、その全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のものを添付してください。

（２）申請日以前３か月以内に発行され、本籍が記載されたものとしてください。

５　法定代理人の住民票の写し

（１）申請者が未成年である場合において、添付してください。

（２）申請日以前３か月以内に発行され、本籍が記載されたものとしてください。

６　フロン類回収業のみ　フロン類回収設備の所有権又は使用権の証する書類

フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類、又は、所有権を有しない場合には使用する権限を証する書類

（例）所有権を証する書類：設備購入時の納品書、領収書、販売証明書等の写し

所有権を証する書類：借用契約書、共同使用規程書等の写し

７　フロン類回収業のみ　フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類

（例）設備の取扱説明書の仕様一覧表、カタログ等の写し

４ 申請書・添付書類のチェックリスト

	確認	備考
１ 新規又は更新の登録申請	□	
申請書の欄に記入しきれない場合の別添様式		
①役員等の状況（様式第２－１号）	□	
②事業所の名称及び所在地（様式第２－２号）	□	
◎添付書類等		
（１）誓約書（様式第３号）	□	
（２）申請者が個人の場合には、住民票の写し（外国人の方は、国籍が記載された住民票の写し）	□	
（３）申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	□	
（４）法人役員の住民票の写し	□	
（５）法定代理人の住民票の写し	□	
（６）［フロン類回収業のみ］ フロン類回収設備の所有権（又は使用権原）の証する書類等	□	
（７）［フロン類回収業のみ］ フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類	□	
２ 登録事項の変更		
（１）変更届出書（様式第４号）	□	
（２）変更の項目に対応した申請時と同じ添付書類	□	
３ 廃業等の場合		
○廃業等届出書（様式第５号）	□	

第２ 変更届出等について

１ 変更の届出について

〇登録申請に記載した下記の内容に変更が生じた場合は、その日から３０日以内に変更届出を提出してください。

◎変更届出が必要な場合

（１）申請者に係る変更

① 氏名又は住所、法人にあっては代表者

② 事業所の名称及び所在地

③ 法人の場合は、その役員の氏名及び住所

④ 法定代理人がある場合は、その者の氏名及び住所

（２）体制または設備に係る変更

① 引取業のみ フロン類が含まれているかどうかを確認できる体制

② フロン類回収業のみ 回収しようとするフロン類の種類

③ フロン類回収業のみ フロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

◎提出変更届出

（１）変更届出書

・様式第４号により、登録申請書の記入方法にならって記入してください。

（２）添付書類

・登録申請書の添付書類にならって、必要書類を添付してください。

２ 廃業等の届出について

〇登録を受けた事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合においては、各事由に定める者は、その日から３０日以内に廃業等届出（様式第５号）を提出してください。

項 目	事 由	届出提出者
1	個人事業者が、死亡した場合	その相続人
2	法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
3	法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4	法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5	その登録に係る引取業（フロン類回収業）を廃止した場合	引取業（フロン類回収業）であった個人又は法人を代表する役員

様式第一（第四十六条関係）

登　　　録

引取業者　　　　　　　　申請書

~~登録の更新~~

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）
住　　　所
氏　　　名　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては､名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	
	住　所	（郵便番号） 電話番号

<table>
<tr><td colspan="3">法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
代表者の
氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>（郵便番号）

電話番号</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td>役職名</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>（郵便番号）

電話番号</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　　　2　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
　　　3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三（第五十条関係）

登　　録
フロン類回収業者　　　　　　　　申請書
~~登録の更新~~

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td>役職名</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>（郵便番号）

電話番号</td></tr>
</table>

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　称	
所在地	（郵便番号） 電話番号

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

3　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（様式第２－１号）

役 員 等 の 状 況

（ふりがな） 氏　名	役職名・呼称 （生年月日）	住　　　所 （本　　　籍）

備考　申請者が法人の場合、その全ての役員の氏名、ふりがな、役職名、生年月日、住民票上の住所及び本籍（役員には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を記入してください。

（様式第２－２号）

事業所の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要

名　　称	
所 在 地	（郵便番号） （電話番号）
名　　称	
所 在 地	（郵便番号） （電話番号）
名　　称	
所 在 地	（郵便番号） （電話番号）
名　　称	
所 在 地	（郵便番号） （電話番号）
名　　称	
所 在 地	（郵便番号） （電話番号）

複数の事業所がある場合は、全てについて記入してください。

（様式第３－１号　引取業用）

福 島 県 知 事　殿

申請者、申請者の役員及び法定代理人が、下記の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

申請者　　住所

____

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

______________________________印

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４５条第１項各号に規定する欠格要件

１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
２　この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成１３年法律第６４号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。）又はこれらの法令に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
３　第５１条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
４　引取業者で法人であるものが第５１条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの。
５　第５１条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６　引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
７　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者であるもの

（様式第３－２号　フロン類回収業用）

福 島 県 知 事　殿

申請者、申請者の役員及び法定代理人が、下記の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

申請者　　住所

____

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

______________________________印

<u>使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項各号に規定する欠格要件</u>

１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
２　この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成１３年法律第６４号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。）又はこれらの法令に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
３　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
４　引取業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの。
５　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６　引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
７　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者であるもの

様式第４－１号（法律様式第ニ関係）
（　　　　　　地方振興局 経由）

引取業変更届出書

年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第４６条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第４－２号（法律様式第四関係）
（　　　　　　地方振興局 経由）

フロン類回収業変更届出書

年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５７条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（様式第５－１号）

（　　　　　地方振興局 経由）

引取業廃業等届出書

平成　　　年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事由の生じた日	平成　　　年　　　月　　　日
届出の事由	１　死亡した ２　法人が合併により消滅した ３　法人が破産により解散した ４　法人が合併又は破産以外の事由により解散した ５　その登録に係る引取業を廃止した （※ 上記のうち、該当する事由に○を付けてください。）

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　氏名を記載し、押印することとに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（様式第５－２号）
（　　　　　地方振興局 経由）

フロン類回収業廃業等届出書

平成　　　年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５９条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事由の生じた日	平成　　　年　　　月　　　日
届出の事由	１ 死亡した ２ 法人が合併により消滅した ３ 法人が破産により解散した ４ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した ５ その登録に係るフロン類回収業を廃止した （※ 上記のうち、該当する事由に○を付けてください。）

備考　１ 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２ 氏名を記載し、押印することとに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　申請書・添付書類の記入例

（例引取業登録申請）

様式第一（第四十六条関係）

登　　　録

引取業者　　　　　　　申請書

~~登録の更新~~

※登録番号	
※登録年月日	

平成１７年　　月　　日

福 島 県 知 事　殿

（郵便番号）　９６０－８６７０
住　　　所　　福島市杉妻町２番16号
氏　　　名　　株式会社福島〇〇
　　　　　　　代表取締役　福島太郎　代表印
（法人にあっては､名称及び代表者の氏名）
電話番号　　０２４－５２１－〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の~~登録（~~登録の更新~~）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏　名	役職名
ふくしま　たろう 福　島　太　郎	代表取締役　（生年月日　昭和〇〇年〇月〇日） （住所　福島市〇〇〇　） （本籍　郡山市〇〇〇　）

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏　名	該当なし
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	該当なし
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　称	株式会社福島○○会津若松営業所
所在地	（郵便番号）　９６５－○○○○ 会津若松市○○○ 電話番号　０２４２－○○—○○○○

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

１　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。
２　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

備考１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（例　フロン類回収業登録申請）

回収しようとするフロン類の種類			
	ＣＦＣ	〇	
	ＨＦＣ	〇	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
	設備の種類	能　　力	
		200g/min 未満	200g/min 以上
	ＣＦＣ用	1　　　　台	台
	ＨＦＣ用	台	1　　　台
	ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること
　３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
　４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。